

第2章 乳幼児期

1. 発達の目安

赤ちゃん



成長・発達のスปีドは一人ひとり違ひます

※この表は発達の目安です。参考にしてください。＜DENVERⅡ（発達スケール）より＞

3 歳

4 歳

5 歳

6 歳

三輪車がこげる



けんけんができる



はね返ったボールをつかむ



まる
○が書ける



しかく
□が書ける



人の絵が書ける



歯みがきを一人でする



一人で服を着る



友達の名前を言う



簡単なゲームをする



ルールを守って遊べる

絵:3～4人でじゃんけん



色の名前を言う

絵:4色クレヨン



5まで数える

絵:机の上の積み木をかぞえている



反対語がわかる

「火は熱い・水は？」

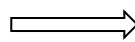
絵:こどもが冷たいと答えている



2. 早期発見

(1) 健診からの発見

HPはこちら



① 乳幼児の健康診査

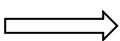
<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e052/kenko/kenko/kodomo/kenshin/index.html>

各健康サポートセンターや指定医療機関で、子どもの発育・発達の確認を行い、必要に応じて相談・経過観察・医療などの継続支援を行います。

健診名	対象者 会場	内容	事後フォロー
乳児健康診査	3～4か月児 (個別に通知)	身体測定、健康診査 個別相談(保健師による健康・育児相談、栄養士による栄養相談)	医療機関紹介 乳幼児経過観察健診 保健師による個別支援 (電話、面接、訪問)
	各健康サポートセンター		
6～7か月児・ 9～10か月児 健康診査	6～7か月児・ 9～10か月児 (乳児健康診査時に受診票を配布)	身体測定、健康診査、 保健指導(「受診票」に書かれている内容)	保健師による個別支援 (電話、面接、訪問)
	指定医療機関		
1歳6か月児 健康診査	1歳6か月～ 2歳未満 (個別に通知)	身体測定、健康診査、 保健指導(「受診票」に書かれている内容)	心理相談員による子ども(発達)相談 保健師による個別支援 (電話、面接、訪問)
	指定医療機関		
1歳6か月児 歯科健康診査	1歳6か月～ 2歳未満 (個別に通知)	歯科健診、個別相談(歯科衛生士による歯科相談、保健師による健康・育児相談*、栄養士による栄養相談) * M-chat 短縮版を活用した保健師による発達や育児の相談を含む	乳幼児経過観察健診 心理相談員による子ども(発達)相談 保健師による個別支援 (電話、面接、訪問)
	各健康サポートセンター		
3歳児 健康診査	3歳～ 3歳11か月 (個別に通知)	尿検査、眼科検査、身体測定、内科検査、歯科健診、 個別相談(保健師による健康・育児相談、栄養士による栄養相談、歯科衛生士による歯科相談)	医療機関紹介 乳幼児経過観察健診 心理相談員による子ども(発達)相談 保健師による個別支援 (電話、面接、訪問)
	各健康サポートセンター		

② 健康サポートセンター所在地(管轄地域)一覧

HPからご確認ください



<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/kenkofukushi/kenko/index.html>

③ 健診で気づく子どものサインとは・・・

〈乳児期後期〉視線が合わない、まねをしない、名前を呼んでも反応しない、他児への興味がない、微笑み返しが少ない、表情が乏しい など

〈1歳6か月〉指さしをしない、有意語がない、名前を呼んでも振り向かない、言われた言葉の理解が弱い、運動発達の遅れ、音に対して敏感、こだわりが強い など

〈3 歳〉他児と関われない、ことばの遅れ、動き回って落ち着きがない、衝動的な行動、偏食など食行動の問題、生活時間の乱れ、こだわりが強い など

④ 健康サポートセンターで気づいた場合の対応

1歳6か月児歯科健康診査・3歳児健康診査の結果、発達の遅れや発達障害の心配が疑われた場合は、子どもの発達に関する保護者の受け止めや困っていることなどの相談をお受けします。保護者との相談の結果、必要に応じて下記の個別相談を紹介します。また個別相談を継続する中で、必要に応じて集団指導や適切な療育機関・医療機関を紹介します。

個別相談

●子ども(発達)相談 各健康サポートセンター (予約制)

発達面（主に精神発達）に心配のあるお子さんとその保護者の心配や不安に対し、心理相談員が相談に応じます。発達面の課題や育児上の悩みを伺い、安心して子育てができるよう支援します。

（発達面の他に、年齢に応じた子どもへの対応や兄弟への対応などの相談もお受けしています。）

1歳6か月児歯科健康診査と3歳児健康診査では、健診日に合わせて相談をすることができます。

・担当スタッフ 心理相談員

集団指導

●1歳6か月児心理集団指導 各健康サポートセンター (登録制、月1回)

ことばの遅れや対人関係などに課題があるお子さんとその保護者を対象に、集団での遊びや交流を通して、発達を促したり対応の仕方を学び、安心して子育てができるよう支援をします。子ども(発達)相談を経たうえでの参加となります。

・担当スタッフ 心理相談員、保育士、保健師

(2) 各幼稚園・保育園での発見

① 集団生活の中で気づく子どものサインとは・・・

「すこやかな成長と発達を応援します～よりよい園生活を送るために～4・5歳」

(江戸川区発達相談・支援センター リーフレット)より

<コミュニケーション>

友達とかかわらず、一人遊びばかりする
会話が一方的でやりとりしにくい
順番やルールが守れない
音に敏感に反応する（耳をふさぐ）
体に触れられることを嫌う

<生活>

トイレや身支度など生活習慣が身につきにくい
急な予定の変更があると不安になる（場所や時間）
睡眠時間が一定でない
食べ物の好き嫌いが極端

<あそび>

ままごとやブロックで家を作って遊ぶなどのごっこ遊びに関心を示さない
遊びにこだわりがあり広がらない
一緒に本を読もうとしても、落ちついて本が読めない（勝手にページをめくる、どこかへ行ってしまうなど）

② 幼稚園・保育園で気づいた場合の対応

<園での子どもへの対応>

子どもの特性を知り、環境を整えます。子どもに生活しにくい様子が見られれば、何に困っているのかよく観察することが大切です。その子らしさを発揮しやすい状況はどういう条件がそろった時なのか、観察した様子を記録し整理します。どのような場面でどのような工夫をすれば子どもがわかりやすく行動しやすいのか考え、環境を整えることにより、力を発揮しやすくなります。そして、大人との信頼関係をつくり、好きなことや得意なことなどを利用して「やってみたい」「自分にもできる」という気持ちを育み、自信や自己肯定感を高めることが大切です。

その子らしく健やかに育つように支援していきます。

<保護者への対応>

園内での行動の記録をもとに保護者と面接を行います。

保護者とのコミュニケーションを通じて子どもの特性の理解につなげていきます。

「こんな工夫で、こんなことができた」などうまくいったことを伝えるなかで、一緒に子育てをしていきたいというスタンスで、保護者に寄り添った対応を行います。

保護者が問題点を理解し、保育者と共有できると、関係機関につながりやすくなります。信頼関係の構築が大切です。

保護者を通じて関係機関に相談します。

＜関係機関との連携＞

必要に応じて各機関と連絡をとります。

園での取り組み

【私立幼稚園】【私立保育園】【小規模保育所】【認証保育所】ほか

私立園の場合、各園によって取り組み内容が異なりますが、概ね以下のとおりです。

日常の保育や教育のなかで、保育士や教員が発達に係る課題を発見した場合、職員会議等で当該児童の保育方針を確認し合います。

専門的なサポートを要する場合、園医、嘱託医に相談するほか、保護者の希望等により、相談機関や療育機関を案内します。

なお、一部の私立保育園には区の研修を受講した保育士（保育園発達支援コーディネーター※）が在籍しています。

【区立保育園】

気になる行動の記録をとります。それに基づいて職員会議等で意見を交換し、保育方針を確認します。必要に応じて保護者との話し合いを持ち、関係機関とのつながりを保護者と共に検討していきます。保護者の希望等により、相談機関や療育機関を案内します。

全園に保育園発達支援コーディネーターが配置されています。発達に関する相談の窓口・早期発見としての役割を果たしています。

【区立幼稚園】

特別支援教育コーディネーターが配置されています。

学習面や生活面で困難のある幼児については校内委員会等で情報把握に努め、支援内容を検討し、実践します。また、専門家チームの派遣を利用して、専門家から望ましい教育的対応や指導について助言を受けます。

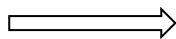
専門家チーム派遣

37 ページ参照

※保育園発達支援コーディネーター

発達支援に関わる保育園内のリーダーとして、発達障害を含めた発達の課題を抱える子どもへの理解を深め、子どもの発達に添った適切な対応や相互の信頼関係を基本に保護者支援ができるよう、職員と情報を共有してサポートし、関係機関に対する保育園の窓口として連絡調整を行っていきます。

- ・江戸川区全体の保育施設一覧
⇒えどがわ子育てガイドに掲載

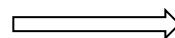


HPはこちらから

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e047/kosodate/kosodate/gaido.html>

- ・新規園児入園申込時期や私立保育園の特徴、概要など

⇒入園申込み時期 認可保育施設への入園申し込みの情報



HPはこちらから

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e047/kosodate/kosodate/hoiku/azukeru/>

③ 乳幼児施設巡回支援事業（施設職員向け支援）

本事業は、施設職員を支援するとともに発達障害に関する知識や支援力の向上を図ることを目的とします。より地域に根差した形での実施を目指し、「江戸川区発達相談・支援センター」と「江戸川区篠崎児童発達支援センター」「江戸川区葛西児童発達支援センター」で地区分担して実施しています。

保育園・幼稚園等の乳幼児施設へ、各センターが心理相談員（発達障害児支援について知識・経験を有する専門職）を派遣し、発達障害又は疑いのある児童（気になる子ども）への対応、支援方法、保護者対応について助言を行います。

巡回施設

- ・区立保育園・私立保育園・私立幼稚園・小規模保育所・認証保育所等のうち、心理相談員の派遣を希望する施設

実施内容

- ・気になる子どもの行動観察
- ・対象児童の発達状態や特性に合わせた対応・支援の助言
- ・保護者対応に関する助言
- ・関係機関連携に関する助言
- ・カンファレンスを通して、職員の障害理解を深める

地区分担制

- ・江戸川区発達相談・支援センター → 小松川地区、中央地区、船堀地区、小岩地区
- ・江戸川区篠崎児童発達支援センター → 東部地区、鹿骨地区
- ・江戸川区葛西児童発達支援センター → 葛西地区

※支援者支援を目的として実施するため、心理相談員が、直接、対象児の個別支援や保護者の相談を行う事業ではありません。

※各センターが日程調整（年2回程度の派遣）を行い、心理相談員等を派遣します。

[問い合わせ先]

江戸川区発達相談・支援センター 電話 5875-5321

江戸川区篠崎児童発達支援センター 電話 6231-8017

江戸川区葛西児童発達支援センター 電話 3688-8613

3. 早期の相談

(1) 健康サポートセンター

発達や子育てに関する相談は、健康サポートセンターが行う事業や電話・来所相談により、随時、保健師が応じています。また、予約制で心理相談員による子ども（発達）相談も実施しています。

相談を進めていく中で、必要に応じて適切な療育機関や医療機関を紹介します。

健康サポートセンター所在地（管轄地域）一覧 5 ページ参照

(2) 児童相談所はあとポート

子どもに関するあらゆる相談

子どものしつけや不登校、障害、非行など18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に、保健師や保育士、心理職員などの専門スタッフが応じます。継続的なサポートが必要な場合は、担当の職員がご家族の状況、お子さんの成育歴などをうかがい、子どもと家族に適した援助を行います。



児童虐待に関する相談・通告

児童虐待に関する相談・通告等に応じます。子どもの安全を確認し、保護者と面接を行います。場合により、子どもの一時保護、児童養護施設への入所や里親への委託などの措置も行います。

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル
189 番（いちはやく）⇒ 24 時間対応
- ・【緊急の場合】子どもの生命に危険がある場合は警察へ
110 番



HP はこちらから



<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/jiso/index.html>

児童相談所はあとポート

所 在 地	〒132-0021 江戸川区中央 3-4-18		
電 話	5678-1810	F A X	6231-4378
相談受付日時	月～土 8：30～17：00（祝休日・年末年始を除く）		

(3) 発達障害相談センター (江戸川区発達相談・支援センター内)

ご本人またはご家族の不安や悩みを伺い、ひとりひとりの状況を判断し、必要な支援の方向性を考えます。適切な支援を紹介するほか、保育園・幼稚園・小中学校などの所属機関や関係機関と連絡調整を行います。

ライフステージに応じて、相談や適切な支援が途切れないように、関係機関と連携していきます。



～発達相談室「なないろ」～

18 歳未満のご相談については、学校・保育園等から障害という言葉にとらわれず、発達障害相談センターをご紹介いただくとともに、保護者の方がお子さんの発達に関して相談しやすい場所となるよう、発達障害相談センターに愛称をつけることにより、周知しています。

対象者

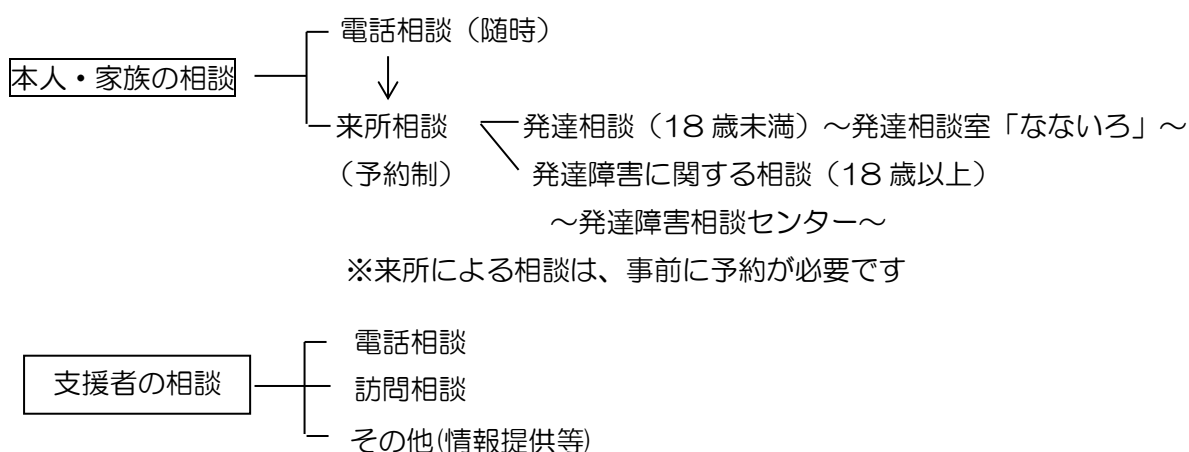
江戸川区にお住いで、知的障害を伴わない発達障害（またはその疑い）のある方、そのご家族及びその支援者

※年齢の制限はありません。

相談員

心理士、教員、保育士、精神保健福祉士などの発達障害専門相談員

相談の種類



ご本人・ご家族からの相談

◆電話相談 (随時)

- ・現在お困りの発達障害に関する相談を丁寧に聞き取ります
- ・相談内容を整理し、助言や情報提供をします
- ・必要に応じて、来所面接の相談予約を受け付けます



◆来所相談（予約制）

1.発達相談（18歳未満）～発達相談室「なないろ」～

- ・発達障害に関する特性を総合的に判断するため、必要な情報（主訴、成育歴、発達状況等）の聞き取り、行動観察（個別及び集団）をします。また、必要に応じて発達検査等（※）を行い、本人・保護者のニーズに合ったアドバイス、必要な支援の方向性を提案します。
- ・情報提供や制度の紹介を行い、必要に応じて関係機関に繋がります。
- ・医師による診断を必要とされる方には、専門医療機関のご案内、情報提供もしております。

※発達検査等について

対象者の年齢、状態、特性等を考慮し標準化された検査用具を用いて実施します。必要に応じていくつかの検査を組み合わせる総合的な評価をする場合もあります。

☆検査のみの対応や、継続的な療育、カウンセリングなどはありません。



2.発達障害に関する相談（18歳以上）

- ・家族関係や日常生活に関する悩みをお聞きします。医療機関、制度についての問い合わせに応じ、情報提供します。また、必要に応じて関係機関に繋がります。
 - ・既に相談されている機関がある場合、相談先の関係機関との連絡調整を行います。
- ☆成人の方の検査は行いません。

支援者の方からの相談

保育園、幼稚園、小中学校などに在籍する発達障害または疑いのある児童生徒への対応について助言します。その他、社会資源や制度の紹介、関係機関へ連携します。

1.電話による相談

保護者の同意の有無に関わらず、支援者支援として対応します。



2.訪問相談

電話等による相談から、さらに具体的な支援が必要と判断した場合には、在籍園・校への訪問も行います。

※当該訪問相談は、乳幼児施設等巡回支援事業（9ページ参照）とは、別の事業です。

つながる支援



家庭から保育園・幼稚園へ、保育園・幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から高等学校へ、高等学校から大学または就労へと支援が途切れないように、成長や環境の変化に合わせて支援の方向性を調整します。

また、ライフステージが変わっても必要な情報が引き継がれるように、保護者もしくはご本人が管理するサポートファイルを活用できるよう支援していきます。

HPはこちらから



https://edo-hssc.jp/?page_id=38

【サポートファイル「にじ」】

発達障害または発達に関して特別な配慮や支援を必要とする方が、ライフステージに応じた適切な助言や支援を受けるときに役立つ、成長と発達を記録する個人のファイルです。

保護者及び支援者が記入し、保護者もしくはご本人が管理します。

○役割

保護者が子どもの成育歴や成長の記録、工夫している関わり等を記録し、支援者と情報を共有することで子どもの特性を見つめ直すことができ、適切な対応のきっかけ作りになります。

進級や進学などで生活の場が変わるときに、新しい保育園・幼稚園・学校の先生や支援機関の職員の方へ、今までの経過やサポートの情報を伝えることができます。

保護者と支援者が情報を共有することで、より連携しやすくなります。



○内容

- ① 基本情報：プロフィール、医療についての記録、所属の記録、健診の記録、福祉の記録、生まれたときの様子
- ② 今のわたし（今の日常生活能力・行動特徴・配慮点等）
：乳幼児期 / 学齢期 / 18 歳以上
- ③ 私の生活地図：サポートネットワークやサポートの内容
- ④ 支援機関からの情報
- ⑤ ヒント集：大人も子どもも！「できる」をつくる関わり方

○入手方法

下記、江戸川区発達相談・支援センターのホームページからダウンロードできます。

PDF 版と Excel 版がございます。

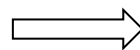


← ここからダウンロード

https://edo-hssc.jp/?page_id=183

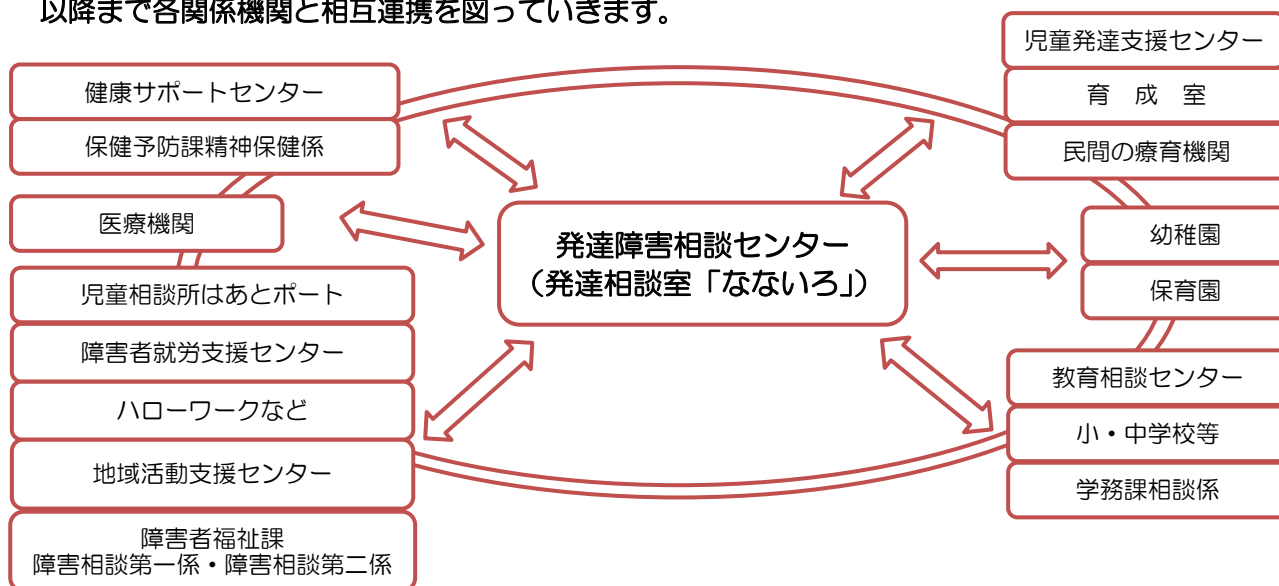
※ えどがわ障害者支援アプリ『ミライク』に、新しい教材『サポートファイル にじ』が登場しました。ぜひアプリからチェックして、ご活用ください。

障害者支援アプリ ミライクはこちら



相談・支援が途切れないよう、相談者と所属機関をつなぎ、共に考え支援し、関係機関と関係機関をつなぐコーディネーター機能を担います。

よりよい支援のために、ご本人・ご家族の同意のもとに情報共有を行い、乳幼児期から青年期以降まで各関係機関と相互連携を図っていきます。



	関係機関	発達障害相談センター（発達相談室「なないろ」）との連携
18歳未満	児童相談所はあとポート	○発達障害に関する相談対応が必要なケースについて、保護者の希望があれば、当センターを案内してもらいます。 ○養育の支援が必要な家庭に対しては、役割分担しながら対応します。 ○江戸川区児童虐待防止ガイドに基づき、発達障害相談センターとしての役割を担います。
乳幼児期	健康サポートセンター	○健康サポートセンターが行う事業や電話・来所相談の中で、発達障害の疑いのある児は、保護者の希望があれば、当センターを案内してもらいます。 ○養育の支援が必要な家庭に対しては、役割分担しながら対応します。
	幼稚園・保育園	○在園児で発達障害の疑いのある児について、保護者の希望があれば、当センターを案内してもらいます。 ○相談対応している園児の集団での行動観察が必要と判断した場合は、可能な範囲で在籍園に電話での状況の聞き取りや、訪問して行動観察を実施します。 ○在籍園から要望があれば、発達支援・環境調整への助言を行います。 ○発達に課題のある園児が家庭や園で生活しやすくなるよう、適切な支援方法・環境調整等を保護者や保育士、教員とともに考えます。
	育成室	○育成室を卒業する児童に対して、支援の継続が必要なケースでかつ通常学級を希望する方については、円滑な就学への移行、入学後の支援について相談対応しています。
	児童発達支援センター	○相談・評価の中で発達障害の専門的療育が必要と判断した場合は、療育機関のひとつとしてご紹介します。

	関係機関	発達障害相談センター（発達相談室「なないろ」）との連携
学 齢 期	小・中学校	○在籍校において、発達障害（または疑い）のある児童・生徒について、保護者の希望があれば、当センターを案内してもらいます。 ○発達相談「なないろ」での来所相談を通じて、児童・生徒の集団でのアセスメントが必要と判断した場合は、可能な範囲で電話での状況の聞き取りや、訪問して行動観察を実施します。 ○発達に課題のある児童・生徒が家庭や学校で生活しやすくなるように、適切な支援方法・環境調整等を保護者・教員とともに考えます。
	教育相談室	○発達相談室「なないろ」での来所相談を通じて、教育相談室での継続相談が必要と判断したケースや、双方の相談を利用しているケースについては、情報共有し、役割分担して対応します。
	学務課相談係	○就学相談・転学相談については、学務課相談係をご案内します。
青 年 期 以 降	障害者福祉課認定係 健康サポートセンター	○自立支援医療(精神通院)や精神障害者保健福祉手帳が必要な場合は、障害者福祉課または地域の健康サポートセンターをご案内します。
	障害者就労支援センター	○就労支援が必要な相談者に、就労支援センターをご案内します。 ○就労支援センターの相談者が、発達障害についての助言等を求めた場合、当センターを案内してもらいます。
各 年 代	障害者福祉課 障害相談第一係 障害相談第二係	○障害者福祉サービス利用の窓口としてご案内します。 ○知的障害の方の相談窓口としてご案内します。

発達障害相談センター（発達相談室「なないろ」）（江戸川区発達相談・支援センター内）

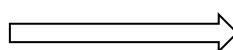
所 在 地	〒132-0035 江戸川区平井4-1-29		
電 話	発達障害相談センター 5875-5401 発達相談室「なないろ」 5875-5101	F A X	5875-5751
開 所 時 間	月～金 8:30～17:00（祝休日・年末年始を除く）		

（４）愛の手帳（療育手帳）について （江戸川区役所障害者福祉課認定係）

愛の手帳（療育手帳）取得・更新について

愛の手帳（療育手帳）を判定・取得・更新します。詳しくはHPを参照してください。

[愛の手帳（療育手帳） 江戸川区ホームページ](#)



※18歳未満の申請は障害者福祉課認定係

「愛の手帳（療育手帳）申請窓口」 電話 03-5662-0131



4. 早期の発達支援

(1) 児童を対象とした通所サービス

通所サービスの利用は「児童福祉法」に基づきます。

児童通所支援を利用する保護者は、区に申請を行い、障害児支援利用計画案作成を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。(次頁「児童福祉サービスの利用手続き」参照)

障害児入所支援を利用する場合は児童相談所はあとポートに申請します。

児童福祉法に基づく児童福祉サービス

児童通所支援 (※1)	児童発達支援	身体、知的及び精神に障害のある未就学の児童に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児に治療を提供しながら、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。 (※令和6年4月から児童発達支援と医療型児童発達支援事業は一元化され、地域の児童発達支援センターで医療型の支援を受けることができるようになる予定です。)
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的にを行います。
	保育所等訪問支援	保育所等(※2)を利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に、訪問支援員が訪問し、保育所等などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児入所支援 (医療型・福祉型)		障害児(発達障害を含む)が入所し保護を受けながら、地域・家庭での生活に必要な日常生活の指導などを受けます。医療型では併せて治療も行います。 児童相談所はあとポートが相談窓口になります。

(※1) 児童通所支援の対象には発達障害を含みます。

(※2) 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として地方自治体が認めた施設に訪問します。

[発達障害児が利用できる通所支援]

◆児童発達支援、放課後等デイサービス

乳幼児から学齢期を対象に個別支援・グループ支援を行っています。

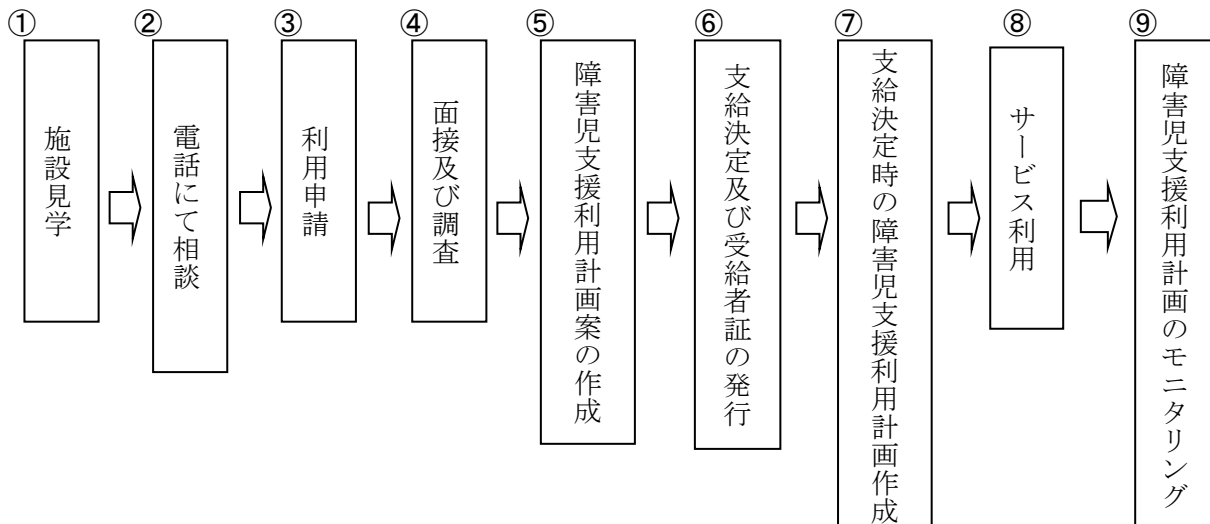
区立の施設として、小松川地区・篠崎地区・葛西地区に児童発達支援センターがあります。また、身近な児童発達支援事業所として、育成室（小岩、鹿本、臨海）があります。

その他、民間事業所では、事業所ごとに対象・内容・利用時間が異なります。ご利用の際は各事業所にお問い合わせください。

(2) 児童福祉サービスの利用手続き

◆児童を対象とした福祉サービスの利用手続きは、次のとおりです。

- ① 医療機関への受診、健康サポートセンター、発達相談支援センター等への相談後に保護者は、利用を希望する通所事業所で、事前に見学及び相談等を行います。
- ② 障害者福祉課障害相談第一係・障害相談第二係（以下「障害相談第一係・第二係」といいます。）に、児童通所給付費の支給申請（以下「利用申請」といいます。）について、電話、または窓口で相談します。
この際に、サービス利用のための聴き取りをさせていただきます。
状況に応じ、療育の必要性について専門機関からの書類等の提出が必要となる場合があります。
- ③ サービス利用が必要と判断されましたら、サービスの利用申請をします。
- ④ 障害相談第一係・第二係の職員、または区が委託をした区内相談支援事業所の相談支援専門員との面接及び調査を受けていただきます。
- ⑤ 指定障害児相談支援事業者に障害児支援利用計画案の作成を依頼してください。なお、保護者が自己作成（セルフプラン）することもできます。自己作成を希望する場合は、障害相談第一係・第二係にご相談ください。
- ⑥ 区は、支給決定し、通所受給者証（以下「受給者証」といいます。）を交付します。
- ⑦ ⑤の障害児支援利用計画案の作成者が、正式な障害児支援利用計画（以下「利用計画」といいます。）を作成します。
- ⑧ ⑦の利用計画に即したサービスを受給します。
- ⑨ ⑦の利用計画の作成者が、一定期間ごとに計画のモニタリングを行います。



◆費用

これまで、利用者には費用の 1 割を自己負担していただいていたが、（負担額には上限があり、住民税の課税状況によって異なります。また、利用者負担額とは別に、施設や事業所が徴収する実費費用が発生する場合があります。）

2025 年 9 月からは、0 歳～2 歳までの児童発達支援等（児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）の利用者負担が無償化され、受給者証を提示することで、利用者の負担なしでサービスを受けられるようになります。この無償化により、これまで無償化が適用されていた 3 歳～5 歳の利用者と合わせて、さらに多くの年齢層で負担が軽減されます。

[問い合わせ先]

福祉部 障害者福祉課 障害相談第一係 電話 5662-0052 （本庁舎 2 階 1 番窓口）

障害相談第二係 電話 5662-0053 （本庁舎 2 階 1 番窓口）

（３）区内にある児童発達支援、放課後等デイサービス、センター及び事業所

[区立の児童発達支援センター]



HP は
こちらから

① 江戸川区発達相談・支援センター（児童発達支援センター）

https://edohssc.jp/?page_id=40

相談から訓練まで一体的にワンストップで支援を行います。また、科学的な根拠のあるプログラムを用いた専門的な個別の訓練が行える場となっています。

このセンターでは身近な地域の障害児支援の拠点として、障害児や家族への支援、区内通所支援事業所との連携により地域支援事業も実施します。

対 象

1 歳 6 か月～就学前の発達障害児



入室の流れ

お問い合わせ → 無料説明会 → 個別相談 → 通所受給者証の手続き（すでにお持ちの方は不要） → 契約・面接 → 通室開始

※通所受給者証の手続きについては、16 ページからの「児童を対象とした通所サービス」をご覧ください。

支援内容

◆障害児相談支援

障害児相談支援には障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助の 2 つのサービスがあります。

1. 障害児支援利用援助

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児の心身の状況や環境、障害児または保護者の意向を踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。

2. 継続障害児支援利用援助

利用している障害児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います（モニタリング）。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。

◆集団療育

個別療育プログラムと同時または終了後に、ご参加いただくプログラムです。個別療育を通して、大人との1対1の関わりが円滑になってきたお子様を対象に、3～6名程度の小グループでの指導を行います。発達水準に合わせてグループでコミュニケーション能力・運動機能・身辺自立・社会性の向上など目指した支援を行います。個別による療育内容の定着も目的としています。

クラス	時間	通室日数	詳細
毎日通園	月～金（1時間） 9:30～12:30	週5日	送迎を行います。原則、保護者と離れて療育を行います。別途参観日等の時間を設けます。
短時間通園	月～金のうちいずれか数日（1時間） 9:30～10:30 13:30～14:30 15:00～16:00	週1～2回	発達水準に合わせてクラスの編成を行います。毎回、保護者様同伴で通所していただきます。
スクール トライアル	月～金のうちいずれか数日（1時間） 15:00～16:00	週1～2回	就学の準備を重点的に行うクラスで、年中以上が対象となります。毎回、保護者様同伴で通所していただきます。

※開講曜日と時間は本ガイド改定時での情報です。変更の場合がありますので詳細は面談時にお問い合わせください。

◆個別療育

多職種のスタッフが、応用行動分析や発達心理学等の包括的な視点に基づいてお子さまの発達を評価し、個々の子どもの発達特性に応じた専門的支援や相談を行います。定期的に、子どもの行動観察や発達検査を通じた発達評価を実施します。

プログラム	時間	通室日数	詳細
親子共学型個別療育 「ペアすく」	月～金 9:30～10:50 11:10～12:30 13:30～14:50 15:10～16:30 (80分/回)	1年間 前期：週1回 後期：月2回	・本センター利用時に、最初にうけていただくプログラムです。 ・保護者同伴で通所していただきます。担当指導員は、応用行動分析や発達心理学の知見に基づき、お子様へのオーダーメイドの個別療育と、保護者の方が家庭で療育を実践するためのサポートを行います。お子様の発達の促進と、ご家族の課題抽出や問題解決スキルの向上をサポートします。

びあ型 個別療育	月～金 9:30 ～10:50 11:10～12:30 13:30～14:50 15:10～16:30 (80分/回)	週 1 回	「ペあすく」を利用中または終了した方が対象です。保護者様同伴で通所していただきます。相談員 1 人に対し、2～3 人の小集団（ピア）形式で、「ペあすく」の個別療育内容を引き継いだ直接支援を提供します。定期的に課題を更新し、効率的に発達を促進しながら、ピアとのコミュニケーションも支援します。
予約制 リハビリテーション	月ごとに予約枠を提示 (60分/回)	月 1 回まで	「ペあすく」を利用中・または終了した方が対象です。言語療法、作業療法、理学療法などによる個別の機能訓練を行います。
予約制 コンサルテーション	月ごとに予約枠を提示 (80分/回)	月 1 回まで	「ペあすく」を終了した方が対象です。保護者様同伴で通所していただきます。家庭療育の継続支援を目的に、ニーズに応じたコンサルテーションを行います。

※医療的ケアが必要なお子様については、随時見学等行っております。支援内容に関することや空き状況等につきましては、お気軽にお問い合わせください。

◆療育支援システム AI-PAC による包括的な発達支援

本センターで行われる療育では、学習基盤、言語・コミュニケーション、視覚・運動、アカデミックスキル、生活スキル、その他 6 領域約 600 個の発達課題からなる療育支援システム AI-PAC を活用します。発達課題の評価、支援内容や成果をみえる化し、タブレットやスマートフォンを介して共有を行うことで、支援者や家庭との連携・共通理解を深めながら、お子さんの発達を包括的に、かつ一貫して支援していくことを目指します。



◆保育所等訪問支援



本センターへ通所しており、かつ保育所等を利用中の児童、または今後利用する予定の児童を対象とします。訪問支援員が訪問し、保育所等などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

◆医療的ケア児の受け入れ（令和 6 年 4 月から）

年間を通して、日常的に医療的ケアが必要なお子さんの受け入れを始めました。ABA に基づく個別支援や集団支援などニーズに応じた支援を行います。

詳しくはこちらから



[問い合わせ先]

<https://edo-hssc.jp/?p=3283>

江戸川区発達相談・支援センター内 児童発達支援センター

平井 4-1-29

TEL 5875-5321

② 江戸川区篠崎児童発達支援センター

計画相談や保育所等訪問支援など新しいサービスを拡充し、お子様ひとりひとりのニーズに合わせた柔軟な支援の形を目指してまいります。

生活の場所に近いところで必要な支援が受けられる地域づくりを目指し、中核的な療育支援施設としての機能を担います。

HPは
こちらから



<https://shinozaki-jhsc.jp/>



対 象

1 歳 6 か月～就学前の発達に心配のあるお子様、子育てにお悩みのある保護者

通所までの流れ

お問い合わせ → 個別相談（発達外来・言語外来） → 通所受給者証の手続き（すでにお持ちの方は不要） → アセスメント・面接 → 契約 → 通所開始

※通所受給者証の手続きについては、16 ページからの「児童を対象とした通所サービス」をご覧ください。

支援内容

◆障害児相談支援

障害児相談支援には障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助の2つのサービスがあります。

1. 障害児支援利用援助

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児の心身の状況や環境、障害児または保護者の意向を踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。

2. 継続障害児支援利用援助

利用している障害児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います（モニタリング）。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。

◆ 児童発達支援

個々のニーズに合わせた通所支援を行います。

◆ 集団療育

基本的な生活動作の習得、集団活動への導入、運動機能、社会性の向上のための支援を行います。

クラス	時間	通室日数	詳細
日中クラス (1～2 歳児) 親子教室	9:30～12:00	週 1 日	●全日程、親子で通所となります。 ●親子のコミュニケーションを中心に、できること、好きなこと、興味のあることを増やすための包括的な発達支援を行います。
日中クラス (3～5 歳児)	9:30～13:00	週 2～5 回	●週 1 日以上親子通所、その他の日は単独通所に向けた支援を行います(単独時、送迎あり)。 ●日常生活でできることを増やし、友達との遊びやコミュニケーションを楽しむための支援を行います。 ●午前中活動し、給食を食べて帰ります。
夕方クラス	14:30～16:00	週 1 日	●週 1 日、親子通所となります。 ●集団適応やソーシャルスキル、社会性の向上など個別的な目標に向け集中的な支援を行います。 ●保育所等訪問支援や個別療育等其他のサービスとの組み合わせで、地域での育ちを支援します。

※本ガイド改定時の情報です。変更の場合がありますので、詳細は面談時にお問い合わせください。

◆ 個別療育（週 1 回/1 回 60 分）

- お子様の個々の心身の発達状況に応じて、訓練を受けた専門家が個別指導を行います。
- 作業療法・言語療法・理学療法など、リハビリの専門家による療育の他、心理相談やコミュニケーション発達を促進するための計画的な関りを提供します。
- 内容や頻度については、ご相談内容やお子様の行動観察等アセスメント結果に基づき、ご提案させていただきます。

◆ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の児童、または今後利用する予定の児童を対象とします。訪問支援員が訪問し、保育所等などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

◆ 医療的ケア児の受け入れについて

医療的ケアが必要なお子さんの療育のご相談を お受けしています。

◆ 地域支援

- ペアレントトレーニング、講演会等（地域向け、支援者向け）の企画、運営を行います。
- 発達外来：お子様の発達や子育てに不安のあるご家族に対し、心理担当者による相談支援を行います。ご相談は無料です。
- 言語外来：吃音や構音などに心配のあるお子様に対し、言語聴覚士による相談支援を行います。ご相談は無料です。

[問い合わせ先]

江戸川区篠崎児童発達支援センター 篠崎町 3-18-5 Tel 6231-8017

③ 江戸川区葛西児童発達支援センター

令和6年4月1日より葛西育成室より江戸川区葛西児童発達支援センターとなりました。

センターとして児童発達支援を中心に地域サービスを行ってまいります。

9月より相談支援事業と保育所等訪問支援をスタートし、地域の中核的な療育支援施設としての機能を担って参ります。

HPは
こちらから



対 象

1歳6か月～就学前の発達障害児

通所までの流れ

お問い合わせ → 個別相談（施設見学） → 通所受給者証の手続き（すでにお持ちの方は不要）
→ 契約・面接 → 通所開始

※通所受給者証の手続きについては、16ページからの「児童を対象とした通所サービス」をご覧ください。

支援内容

◆ 児童発達支援

個々のニーズに合わせた通所支援を行います。

◆ 集団療育

基本的な生活動作の習得、集団活動への導入、運動機能、社会性の向上のための支援を行います。

クラス	時間	詳細
日中クラス	9:30～13:30	お友だちと一緒にさまざまな活動に参加する中で、人と関わる楽しさ（コミュニケーション）や、みんなと一緒に約束を守って遊ぶ楽しさ（社会性）をたくさん経験し自信をもって集団生活を楽しめるように支援します。

併用クラス	14:00～16:00	幼稚園や保育園での生活の中での課題や興味関心があるところから個別の目標を設定し、より細やかな関りを通し出来た喜びの共感を大事にしていきながら支援します。
-------	-------------	--

◆ 個別療育（クラス時間内に実施）

- お子様の個々の心身の発達状況に応じて、訓練を受けた専門家が個別指導を行います。
- 作業療法・言語療法・理学療法など、リハビリの専門家による療育の他、心理相談やコミュニケーション発達を促進するための計画的な関りを提供します。
- 内容や頻度については、ご相談内容やお子様の行動観察等アセスメント結果に基づき、ご提案させていただきます。

◆ 地域支援

- 講演会等（地域向け、支援者向け）の企画、運営を行います。
- 発達外来：ご相談は無料です。
- 身体外来：動作や歩行に不安のあるお子さまに対して、理学療法士による相談支援を行います
- 言語外来：吃音や構音などに心配のあるお子様に対し、言語聴覚士による相談支援を行います。ご相談は無料です。

◆ 医療的ケア児の受け入れ開始（令和6年4月から）

医療的ケアが必要なお子さんの見学は随時行っております。療育のご相談や支援内容に関することや空き状況等につきましては、お気軽にお問い合わせください。

[問い合わせ先]

江戸川区葛西児童発達支援センター 宇喜田町175 TEL 3688-8613

[区立の児童発達支援事業所]

育成室

心身の発達について心配や遅れのあるお子さんと楽しく遊びながら、日常生活に必要な動作や知識技能の習得、並びに集団生活への適応の支援をしています。また、保護者の子育てに関する相談に応じ、共に考え、お子さんの状況やライフステージに応じた情報の提供や共有をしています。

対 象

- ・ 満1歳6か月～就学前のお子さん
- ・ 保護者が付き添って通室できる方
- ・ 区内にお住まいの方

子どもの発達や意向に応じた「児童発達支援計画（個別支援計画）」を保護者と共に作成し、同意のもとで一人一人の到達目標に向けた支援を行います。

◆ 集団療育

小集団の中での生活や遊びを通じて、コミュニケーション能力の向上・運動機能の促進・身辺自立・社会性の向上を図ることを目的にしています。日中クラスと幼稚園・保育園に通っている子どもの併用クラスがあります。

クラス	時間	通室日数	
日中クラス	9:30～13:30	3・4・5歳児…週5日 1・2歳児…週2日	原則は、保護者と一緒に通室。 就園・就学に向けて保護者と離れて療育を行う場合もあります。
併用クラス	14:00～16:00	3・4・5歳児は週1回 1・2歳児は月1回	

◆ 個別療育

多職種のスタッフがそれぞれ専門的な視点で、個々の子どもの発達特性に応じた支援や相談を行います。

1. 言語聴覚療法（言語聴覚士）

ことばや聞こえ、発音などのコミュニケーション機能・摂食嚥下機能に関する相談や支援を行います。

遊びの中で子どもが持っている力を引き出し伸ばしていくお手伝いをしたり、日常生活での関わり方を保護者と一緒に考えたりしていきます。

2. 作業療法（作業療法士）

日常の生活動作（食事、着脱など）や活動参加（遊び、学習など）を感覚や運動面などから整理し、子ども自身の主体的な活動を支援します。

遊びを中心とした色々な活動を利用して、子どもの発達（運動機能、日常生活技能、学習基礎能力、心理社会的発達）を促すお手伝いをしていきます。

3. 理学療法（理学療法士）

運動面の遅れや姿勢保持（まっすぐに立ってられる、一定時間座ってられるなど）に関する相談や支援を行います。遊びを通して子どもの気になる動作のチェックやアドバイスをしたり、どんな運動を行ったら良いかななどを保護者と一緒に考えたりしていきます。

4. 心理相談（心理士等）

保護者が抱える様々な悩みや不安への相談や支援を行います。また、子どもの行動観察や発達検査を通して発達評価を行います。

江戸川区育成室ホームページはこちらから



https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e048/kusei_joho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/kenkofukushi/fukushi/ikusei.html



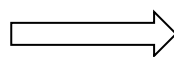
[区内にある児童発達支援・放課後等デイサービス・計画相談支援]

① 区内指定障害児通所支援事業所

障害児通所支援事業所とは、障害のある子どもが自宅から通いながら、集団生活への適応や日常生活の基本的な動作の指導、必要な訓練を受けるための福祉サービスを提供する施設です。

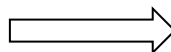
「心身の発達に心配や遅れのある小学校就学前のこども」が保護者と一緒に通い、遊びや集団生活を通して身辺自立や心身の発達を促すためのサービスを提供する場所の児童発達支援事業所。学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する放課後等デイサービスがあります。

◆区内の事業所一覧・空き情報はこちらから



◆最新の情報は、東京都福祉保健局 「東京都障害者サービス情報」をご覧ください。

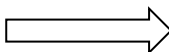
<https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.lg.jp/User/ServiceDspSrc1.php>



② 計画相談支援事業

計画相談支援は、市区町村から指定を受けた事業者が、障害者総合支援法で定められた障害福祉サービスを利用するために必要な「サービス等利用計画」という書類の作成や定期的な障害福祉サービスの利用状況の確認をするサービスです。障害者総合支援法に基づく「特定相談支援事業」、18歳未満の障害児を対象とした児童福祉法に基づく「障害児相談支援事業」等があります。

◆区内の計画相談事業所一覧はこちら



<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/7062/soudanichiran1001.pdf>